

令和2年12月4日

NPO そばネットジャパンの活動を妨害する、不正な商標登録出願についての声明

NPOそばネットジャパン  
代表理事 阿部成男

令和2年2月10日に「そばネット」、「そば打ち伝道師」、「そばづくりスト」以上3件の商標登録出願が特許庁に提出されました。

ご承知のように、「そばネット」は平成17年よりNPO そばネット埼玉の名称時から現在まで一貫して継続的に使用してきた名称であり、「そば打ち伝道師」「そばづくりスト」については、NPOそばネットジャパン(令和2年4月1日にNPO 法人そばネット埼玉の名称をNPOそばネットジャパンに改称、以下「そばネットジャパン」)の活動の輪をさらに推し進め、伝統食文化としての「手打ちそば」の普及・啓発活動を一層推進することを目的とし、活動計画の中核としての商標として昨年より他候補案を含め検討されてきたものです。

そして、本年1月27日に開催されたNPO 法人そばネット埼玉理事会にて、「そばネット(ロゴ)」「手打ちそば伝道師」「そばづくりスト」の3件の商標を出願することについて、正式に採択され、出願態様等の細部確定後、登録出願することで議決したものです。

このような中、全く予期せぬ理解し難いことでしたが、上記3件の商標が、出願人藤間英雄氏名の下、冒認(盗用)出願されていたのです。

藤間氏は、NPO 法人そばネット埼玉の理事として平成28年4月に辞任するまで10年もの間、事業推進を担ってきた人物であり、現在一般社団法人全麺協(以下「全麺協」)の専務理事兼事務局長です。そば打ち業界の要職にある者が何故このような行為をするのか、全く理不尽なことで理解できないことです。さらに藤間氏が代表を務める雷門そば倶楽部の名称も、そばネット雷門そば倶楽部と名称変更し、その会則にも「そば打ち伝道師」、「そばづくりスト」の文言を掲げ、活動を続けております。このような行為は、そばネットジャパンの活動を妨害する不正な行為と解釈するのが自然ではないでしょうか。

そばネットジャパンは、同様の商標を使用し出願していることもあり、藤間氏が商標登録出願した上記3件の商標に対し、

- (1) 「そばネット」は15年もの間継続的に使用しており、そば打ち業界の中では既に周知性を獲得している商標であり、NPO そばネット埼玉が培ってきた信用と信頼にフリーライドするもので、且つ不正の目的で出願されたものであること
- (2) そばネットを冠することにより、そばネットジャパンと雷門そば倶楽部との間で何等かの関係性があるものと誤認され、広義の混同が生じることになること
- (3) 当該3件の商標登録出願の経緯に著しく社会的相当性を欠くものがあり、先願主義を採用している我が国の法制度を前提としても、さらに公正な取引秩序維持の観点からみても不相当であり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものであること

以上のように、到底容認し得ない商標出願であるとして、商標法第4条第1項第7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」及びその他の不登録条項に該当するものとして、特許庁に情報提供しております。

一方、そばネットジャパンは、このようなことで争うのは双方にとり無益であり避けたいとして、藤間氏に此方の真意のほか、当該3件の出願取り下げ要求を10月16日付け文書により通知したところ、10月末日に文書で、「登録商標出願の取り消しはしない。」など誠意あ

る回答はありませんでした。

加えて、これ等 3 件の商標出願をしたのは藤間氏であります。本人は全麵協専務理事兼事務局長という重責を担っている関係上、商標出願された本年 2 月時点で、全麵協会員であったそばネットジャパンの業務を妨害する疑いの行為でもあり、全麵協理事長に以下の質問を 10 月 16 日付け文書により通知したものです。

〈通知文〉

1. 藤間英雄氏の上記商標登録出願について出願前、或いは出願後に了知されていたのでしょうか？
2. 2019年度末に藤間英雄氏を会長とする「雷門そば倶楽部」が全麵協正会員として登録され、その後「そばネット雷門そば倶楽部」と名称を変更し、所在地は埼玉県伊奈町としてありますが、実態は雷門そば倶楽部の会則第2条「倶楽部は、主たる事務所を東京都台東区西浅草2-8-10に置く。」となっております。全麵協研修センターと同じ所在地ですが、全麵協の単なる構成員である正会員の使用を認めているのでしょうか？ そうであれば、そばネットの名称を全麵協は認めていることになり、この度の藤間英雄氏の商標登録出願を一般社団法人全麵協が関与し、組織ぐるみと疑われても仕方がないこととなりますがいかがでしょうか？
3. この度の藤間英雄氏の商標登録出願3件については、主に商標法第4条第1項第7号の公序良俗に反する剽窃的冒認(盗用)出願行為として特許庁に提出していますが、藤間英雄氏の行為は全麵協が標榜している「そば道」には反しないのでしょうか？

以上の質問に対して 10 月末日に理事長名文書で、「藤間氏からご指摘の特許庁に出願したことについて伺った。本件については藤間氏から回答すると思う。」としてそばネットジャパンからの質問に対する回答はありませんでした。

藤間氏、全麵協理事長ともに誠意ある回答ではなく誠に残念ですが、致し方ありません。

そばネットジャパンは多くのそば関係者との交流を図り、日本の伝統食文化としての手打ちそばの普及、発展のために事業を推進するもので、全麵協の会員との交流も促進することとしておりますが、そばネットジャパンの事業を妨害する不当、不法な攻撃には毅然と対応しなければならないもので、今後、この件については訴訟になることも視野に入れ、引き続き専門家と相談しながら進めてまいります。

※藤間英雄氏が上記 3 件の商標登録出願をしたこと及びその出願に対して情報提供(刊行物等提出書)が提出された事実は下記の HP で確認することができます。

独立行政法人工業所有権情報・研修館

特許情報プラットフォーム

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp>

問合せ先

NPOそばネットジャパン事務局

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町 4-261-5

E-mail: [npojapan@sobajapan.com](mailto:npojapan@sobajapan.com)

URL: <http://www.sobanetjapan.com/>